

令和3年度第2回北海道商工業振興審議会議事概要

日時：令和3年12月24日（火）14:00～16:00

場所：北海道第二水産ビル 3S会議室

1 開会

■ 経済部経済企画局経済企画課 田村補佐

ただいまから令和3年度、第2回北海道商工業振興審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めます、北海道経済部経済企画課の田村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、委員12名のご出席をいただいております。北海道商工業振興審議会条例施行規則第2条第2項により、構成員15名の過半数を超えておりますことから、本会が成立しておりますことをご報告させていただきます。本審議会につきましては、道が定める附属機関の設置及び運営に関する基準に従い、公開とさせていただきます。また、議事録につきましても、北海道のホームページ等で公開することとなっておりますので、ご承知願います。

開会に当たり、経済部長の山岡から一言ご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

■ 経済部 山岡経済部長

経済部長、山岡でございます。本日はご多忙のところご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、委員の皆様には、道の経済政策の推進につきまして日頃からご理解、ご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルスの感染状況は改善はしてございますが、経済活動回復の動きがあるとは言っても、まだまだ以前の水準には達していないという現状の中で、原油価格の高騰の影響もあり、また、オミクロン株という、新たな先行きの見えないような状態の中での消費マインドへの影響もあり、全道的にはやはり厳しい状況が継続しているものと認識してございます。こうした中で道といたしましては、足下対策はもとより、食や観光などにおける需要喚起策に感染状況を見極めながらも取り組むと同時に、今まさに、ワクチン検査パッケージですとか、第三者認証ということの活用を含めまして、感染防止と日常生活の回復の両立という大きなテーマで取り組んでいかなければいけないということで、まず日々取り組んでございます。

道といたしましては、こうした事業継続支援といった守りの対応、これはもちろん大事ですし、もう一つは、やはりデジタルやゼロカーボンといったポストコロナを見据えた今後の

伸びしろの大きいところ、攻めの取り組みも進めていくことが大事だと考えてございます。

本日は、本年7月の本審議会で部会を設置する決定をいただきまして、その後、部会として検討いただきました二つの条例、「北海道産業振興条例と同規則」、そして「北海道小規模企業振興条例と同方策のあり方」について、部会でご議論をいただいた、そのご報告をいただいた上で、審議会としてご議論をいただきたいと考えてございます。それぞれの部会でのご議論をいただいたことにつきましては、ここにそれぞれの部会長でいらっしゃいました、両先生方、穴沢先生と吉成先生に来ていただいておりますが、大変感謝申し上げますとともに、この条例自体がやはり大きく性格もそれぞれが違うということもありまして、その検討手法も異なっておりますので、若干だけご紹介をさせていただきますと、まず、「北海道産業振興条例・同規則」につきましては、企業立地と中小企業の競争力強化のための補助金といった条例規則の中で道による助成制度の内容を直接規定するという性格の条例でございまして、その支援のあり方を5年の見直しという中で部会でご検討いただきました。そういった意味では、本日、そのご議論を踏まえた道としての見直しの方向性というようなことをご報告をさせていただき、そして、その上でご議論いただきたいと考えてございます。

一方で、「北海道小規模企業振興条例・同方策」に関しましては、小規模企業の振興ということがなぜ必要なのかというところから始まって、その基本理念、また、道や関係機関の責務や役割といった、それぞれ幅広い関係者の皆さんで小規模企業の振興を行っていく際の支援の考え方について規定をしている条例となっておりまして、本条例の今後の議論につきましては、まさに部会としてご議論をいただき、部会として整理をいただいたと。その結果を報告していただきまして、ご議論いただきたいと考えてございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれの条例の性質に応じて、検討の視点なども異なりますが、各部会でのご議論の整理を聞いていただいた上で、様々な見地から、忌憚のないご提言・ご意見をいただければ大変ありがたいと考えてございます。

さらに今回、道庁の中で進んでおりました、国際課、国際経済課、国際経済課の方は経済部の中にございますが、そこで検討を進めてございました「北海道グローバル戦略（案）」。

これは有識者の懇談会で、別に組織していましたが、そこでの道の案をまとめたということで、これにつきましても経済政策全般に関わる内容でありますことから、今般、ご報告をさせていただきたいと思っております。

本日はこの三つの議題につきまして、限られた時間ではありますが、積極的なご意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

■ 田村補佐

ご出席の委員オブザーバーにつきましては、お手元の出席者名簿により、ご紹介に代えさせていただきます。それでは、ここからの進行は穴沢会長にお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

3 議事

(1)「北海道産業振興条例（通称）」のあり方について（報告事項）

■ 穴沢会長

穴沢でございます。本日は年末のお忙しいところ、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。それでは、これより議事の方を進めさせていただきます。

まず初めに、報告事項の「北海道産業振興条例（通称）のあり方について」です。

本件につきましては、本年7月28日に開催をいたしました、本年度第1回目の審議会におきまして、北海道産業振興条例あり方検討部会、こちらを設置いたしました。8月以降、3回にわたりまして専門的な議論を行っていただいておりますので、審議結果につきまして、吉成部会長からご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

■ 吉成委員（北海道産業振興条例あり方検討部会 部会長）

ただいま、穴沢会長からご紹介いただきました、北海道産業振興条例あり方検討部会で、部会長を務めさせていただきました、吉成でございます。部会は8月、10月、11月の3回にわたって開催をしまして、社会経済状況の変化や条例で実施しているという、事業の施行状況などを踏まえまして、他府県や事業を利用した企業などへの調査を行うなど、点検を進め、北海道産業振興条例のあり方を検討させていただきました。本部会では、本道が直面しているポストコロナ、カーボンニュートラル、DX人材育成確保など、昨今の社会経済情勢の変化への対応につきまして、喫緊あるいは中長期に渡って本当に多くのご意見を頂戴いたしました。

以上簡単ではございますがご報告させていただきます。全体の概要につきましては、事務局からご説明お願いいたします。

■ 安田産業振興課長

産業振興課の安田と申します。よろしくお願いたします。それでは座ってご説明させていただきます。私からお手元の資料に基づきまして、北海道産業振興条例のあり方検討部会における検討状況について、ご説明をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。北海道産業振興条例の点検についてとなります。第1回審議会の振り返りとなりますが、産業振興条例は平成20年4月に施行され、定期的に点検することが規定されており、前回の見直しから5年が経過いたしましたので、社会経済情勢の変化や施策の取り組み状況等について検討し、その結果を踏まえて必要な見直しを行うこととしております。

2の条例の概要についてですが、条例の目的は、公的需要への依存を低くし、民間主導の自立型経済構造への転換を図ることを目的としておりまして、4つの基本方針と6つの基本的施策がありまして、ポイントといたしましては、企業立地の促進と道内の中小企業の競争

力の強化、これを一体的かつ相乗的に推進していくということを基本方針にしております。助成制度につきましては施行規則で定めることとしております。それぞれの助成制度の概要は、参考資料の1-1と参考資料1-2、13ページと14ページになりますけれども、こちらの通りですのでご確認をいただければと思います。

次に、2ページになります。3の検討の視点についてです。検討の視点といたしましては、今日の社会経済情勢の変化によって、条例の趣旨や基本的施策などを見直す必要があるかどうか。また、情勢が変わって新たに盛り込むべき事項、あるいはもう不要になった事項、こういったものもあるのかなのかということをご点検していただいております。

4の部会での検討対応ですけれども、部会におけるご意見、ご提案、また、それを踏まえたご議論により了承いただいた道の見直しの方向性と考え方について、資料1-4と1-5で記載しておりますので、後程ご説明をいたします。本日は、そのご議論いただいた内容につきまして、改めて審議会でご議論いただいた上で、庁内における協議や、議会議論などを経て、必要な見直しを行いたいと考えております。

次に5の部会における議論についてになります。部会の開催状況についてご説明をいたします。3ページの資料1-2をご覧ください。こちらは、部会の特別委員の名簿となります。先ほどコメントを頂戴いたしました吉成委員を部会長にご指名をいただき、本日出席の根橋委員、それと各業界の団体や企業様など8名の方にご就任をいただき、ご議論いただいたところでございます。

次に4ページ資料1-3をご覧ください。こちらは条例点検の論点です。人口減少への対応など、これまでの課題に加え、新型コロナウイルス感染症、カーボンニュートラルの実現、デジタルトランスフォーメーション、新しい働き方といった新たな課題にどう対応していくのか、あるいはこうした変化を踏まえて条例や施行規則をどのように見直すべきか、こういった観点で点検を行っていただきました。

次に、5ページ、資料1-4をご覧ください。審議会委員、それから専門部会委員のご意見と道の見直しの方向性と考え方という資料になります。審議会や部会では、社会経済情勢の変化や各種調査、アンケートの結果などをお示ししながらご議論をしていただいたところでございますけれども、この資料は、これまで委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、事務局で見直しの方向性と考え方を整理したものであります。ポイントについてご説明をいたします。初めに産業振興条例の本文についてです。審議会では、目的の部分で違和感があるため文言の追加が必要ではないか、とのご意見がございました。一方では、目的は普遍的なものであり施行規則でトレンドを取り込まなければならない。本文の改正は行わない方向とのご意見を、部会の方ではいただいております。見直しの方針案につきましては、こちら、資料1-5で後程ご説明をいたします。

次に、企業立地促進費補助金に係る施行規則の見直しについてであります。経営課題として挙げられた、人口減少下での人材確保への対応に関するご意見として、北海道の人を育てるという視点と、海外も含めた道外から人を採用するという視点の両面からの支援を検討す

ることに意味があるのではないか、というご意見をいただいております。このご意見に基づきまして道内の人材難を踏まえた人材確保に向けた補助要件の見直しとして、道外からの出向者を雇用人数に含めるなどの補助要件の見直しの検討をします。

新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、サプライチェーンの再構築という部分で、他県の事例を参考にするなど、事務局で検討して欲しいといったご意見もいただいております。このご意見に基づきまして、サプライチェーンの強靱化に寄与する工場などの設置について優遇措置の検討をいたします。

ページを開いていただきまして6ページになります。カーボンニュートラルの実現にしまして、カーボンニュートラルの実現、再生エネルギーを活用した企業誘致を進めて欲しいといったご意見をいただいております。このご意見に基づきまして、ゼロカーボン北海道の実現に向けた補助要件や補助対象範囲の見直しとして、新エネルギーなどを積極的に活用する工場の立地に対する補助率などの補助要件の見直しを検討してまいります。以下、デジタルトランスフォーメーション、新しい働き方への対応、大規模事業所の再編への対応など、それぞれの課題に対するご意見を頂戴いたしております。右側には、道としてのその検討の方向性を記載しております。

次に、中小企業競争力強化促進事業費補助金に係る施行規則の見直しについて、8ページをお開きください。まず、新型コロナウイルス感染症に関するご意見といたしまして、近年人材育成と確保の件数があまり伸びていない、コロナの影響と推測されるが技術革新のためには人材が欠かせない。また、人材不足の道内企業は、人材育成のためであっても従業員などを長期間派遣することが厳しい状況である、とのご意見をいただいております。こうしたご意見などに基づきまして、ポストコロナに向けた産業人材育成支援の見直しとして、密の回避や、感染リスクの低減等の感染症対策、人手不足に対応した人材育成支援となるよう中小企業などに講師を招聘するといった支援制度を検討いたします。カーボンニュートラルの実現につきましては、カーボンニュートラルは国内で重要な課題である。北海道でも支援をして欲しいなどのご意見。デジタルトランスフォーメーションの推進に関しましてはDX認証を取得した企業に対して何らかの優遇措置、DX推進のお手伝いをする場合に助成があるとDXが進むのではないかなどのご意見。また、大規模事業所の再編への対応につきましては、道内事業者が新しく何かをするときに、ハードルを低く設定しておく必要がある、とのご意見をいただきましたので、これらそれぞれの課題に対しまして、優先的に採択される仕組み、あるいは補助額、補助率、補助要件といった、現行の支援メニューの拡充や要件の緩和などの優遇措置を検討いたします。

次ページ、9ページでは、新しい動きへの対応、その他、販路拡大、人材確保、製品開発についても、いただいたご意見とそれらを踏まえた道としての検討方向を整理しております。

次に10ページになります。こちらは中小企業競争力強化促進事業の運用などの見直しについてです。こちらは、施行規則の運用の中での対応となるものであります。利用条件や制度の周知方法につきまして、ご意見をいただきましたので、申請方法、制度利用後のフォロー

アップなどの仕組み、さらには、周知の方法等につきまして、制度の利用促進に向けた検討をいたします。

次に資料 1-5 をご覧ください。こうしたご審議を踏まえた、北海道産業振興条例の見直しの方針案となります。条例につきましては、先ほど概要をご説明いたしましたけれども、条例の本体に理念や基本的な施策が規定されておりまして、具体の助成制度のメニューにつきましては、施行規則で規定されておりまして、それから運用の部分といった、3層構造となっているものであります。

まず、11 ページのところで、条例本体を見直すべきかどうかを論点にご議論をいただいたものですけれども、ご議論を踏まえた方向性について、中段以降の検討を踏まえた方向性というところに記しております。○の一つ目、先ほど申し上げましたとおり、条例が目指しているのは企業立地の促進と中小企業の競争力の一体的・相乗的効果ということでありまして、この効果が現れてきていたところ、新型コロナウイルスの感染拡大等によりまして、今後もその政策の基本方針に従い、道内需要の確保や域内循環の促進などに一層取り組んでいく必要があること。○の二つ目では、新型コロナウイルス感染症やカーボンニュートラルなるといった社会経済情勢の変化に伴いまして、感染症対策、脱炭素化など、リスク分散の視点が多様化しておりまして、こうした変化を的確に捉え、企業誘致の取り組みを進めていくといったことが重要であること。○の三つ目ですけれども、道内企業においては、こうした社会経済情勢の変化に対応するとともに、変化により生じるビジネスチャンスも的確に捉えて、事業の拡大などに繋げることが求められている中、人材確保、育成、販路拡大、新製品新技術開発といったことが経営課題となっており、条例に掲げる基本的政策は、現在も有効かつ適切と考えられるといったこと。最後の○になりますけれども、条例制定の趣旨、あるいは基本的施策というのは、現在の社会経済情勢においても、なお有効かつ適切と考えられるということで、条例本体の改正は行わないということ、部会のご意見として頂戴したところでありまして。

次に 12 ページになります。こちらは、条例に基づく助成措置を見直すべきかどうかということでございます。中段の検討を踏まえた方向性のところでお示ししておりますように、企業立地の促進と中小企業の競争力強化を一体的かつ相乗的に推進するとともに、道内企業が新型コロナウイルス感染症の影響などといった社会経済情勢の変化に対応するため、次のとおり助成制度の見直しを検討するというのを、部会のご意見としてまとめさせていただいたところでございます。具体的には、その下にあります施行規則の見直しの方向性に記載しておりますが、企業立地補助金につきましては、補助要件や補助対象、対象業種の見直しのほか、成長の可能性が高い宇宙産業や IT 産業を成長産業分野へ位置付け、また、中小企業競争力強化事業におきましては、人材育成支援の見直しのほか、ゼロカーボン北海道の実現や DX の推進に向けた、取り組みへの優遇措置などを検討すべきといったことを、ご意見としてまとめさせていただいたところです。それから条例の 3 層目ということで運用などによる対応ですけれども、こちらは運用などによって、改善するところのご意見でございます。中

小企業競争力強化事業につきまして、申請方法の検討、制度利用後のフォローアップや事業化の追跡の仕組みづくり、周知の方法と発信内容の改善について、ご意見を頂戴しております。続きまして3の見直しの時期でございますけれども、この度の見直しにつきましては、令和4年度の実施に向けて、今後、庁内での検討を進めさせていただきたいと考えております。

それでは資料1-1、2ページにお戻りいただきたいと思います。6のこれまでの経過及び今後のスケジュールというところです。先ほど、穴沢会長、吉成部会長からご説明のありましたとおり、7月の第1回商工業振興審議会におきまして、この部会の設置をご了解いただきました。その後、8月から11月までに部会を3回開催させていただきまして、検討結果を本日、この審議会にご報告をさせていただいております。今後は、1月に施行規則改正案を検討いたしまして、庁内調整に入ります。2月にパブリックコメントを実施するとともに、道議会で報告をいたしまして、3月中に施行規則を決定いたしまして、4月1日に施行規則を施行したいと考えております。また、条例の点検に関わります意見の聴取につきましては、他都府県、市町村、関係団体、道内企業や制度活用企業などにアンケート形式で実施をいたしたところでございます。ご説明は以上となります。

■ 穴沢会長

ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、これに対しまして、委員の皆様方から何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思っております。佐藤委員からお願いいたします。

■ 佐藤委員

佐藤でございます。資料1-5に関しまして、何点か考え方をご説明いただけたらと思っております。

四角の枠で囲まれた部分でいきますと、これまでの課題ということ、人口減少下での人材確保というのが課題となっているという認識を持っての議論と理解しておりますけれども、その条例の趣旨の中に雇用機会の創出という文言が入っております。ですから5年前と比べると環境は変わってきた中で、この文言を残されるという判断された部分の解釈をお聞かせいただきたいと思いますというのが1点目でございます。

検討を踏まえた方向性の○の一つ目。最後の方にご説明にもございましたけれども、道内需要の確保や域内循環の促進等に、一層取り組んでいく必要があるというくだりでございますけれども、北海道の産業振興をしていくということ、中長期的に考えれば、域内循環ではなくて域外収支をどうプラスに転換させて増やしていくかというのが、北海道経済の全体としては、やっぱり、目指すべき方向感なんだろうと、私は理解しておりますので、そのあたり、この文言が入られた背景理由をお聞かせいただけたらと思っております。私から、その2点でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。2つの点につきましてご質問ございますけれども、事務局の方からご回答の方でお願いいたします。

■ 安田産業振興課長

まず、雇用機会の創出のところでございますけれども、やはりこれまでも北海道内の自立型経済構造といいますか、官依存の形ではなくて、民間需要だけでも成り立たせられるような形の経済構造にしていきたいと。それと併せて、そうしていくために雇用創出というものを併せて取り組んでいくというのが、この条例の趣旨にもなっております、これは、今現在におきましても考え方としては変わらないというような趣旨で、こういったことを残しております。

もう1点、域外収支といいますか、域内循環ではなくて域外からの需要を取り込んでいくというところがございますけれども、それはもちろんそういった形もございますけれども、まずは、道内での域内の循環をしっかりと取り込めるように取り組を進めていくというような趣旨で、そこが企業立地の促進と中小企業がそこに参入できるような一体的・相乗的に取り組んでいくといったことも条例の大きなポイントとなっておりますので、そういった形で残しているというところがございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。佐藤委員、ただいまの回答につきまして、追加でございますがお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■ 佐藤委員

すいません。最初の1点目につきましては、企業立地を促すことによって北海道の産業構造大きく転換していくんだと。ですから新たな雇用がそこで生まれないと、既存の産業にいる人たちの人材シフトが行われないんだ、それを促進していくという理解をさせていただきました。

ただ、2点目につきましては、道内需要、域内循環の促進というのは、今のご説明でいくとやや短期的な視点なのかなと。ただ、今回の見直しは今後5年先、最短でもですね、を見通しての部分でございますので、であればやはり、先の目指すところは、域外収支をしっかりと取り込んでいくんだと。ただ、短期的には当面こんな取り組みも必要だ、というような、わかりやすいメッセージに変えていただくとよろしいのかなと思いました。以上です。

■ 穴沢会長

ご指摘どうもありがとうございました

それでは大久保委員、お願いいたします。

■ 大久保委員

私から3点、意見に近いことなんですけれども、こちらの専門部会のご意見と見直しの方向性というものを非常に興味深く読まさせていただきました、1点目が食関連産業の要件の緩和というのは私も非常に賛同しております、やはり、これをむしろ積極的に緩和して、スタートアップ企業で、今、食の輸出というのはどんどんハイテク化していて、技術革新とかイノベーションというのが必要になってきて、それをやっていかないと、輸出市場において、エビデンスを示したりとか、そういったことへの競争に変わりつつあるので、是非ともここは、こういった意見で対応されるということなので、この方向性に賛同いたします。

それから2つ目。同じ項目の7ページの一番下の議論ですけれども、道外事業者と道内事業者に差をつける必要があるというようなご意見なのですが、これについては（幅広い道内外企業の立地を目的としており、それらの支援に差を設けないという）道庁の対応というか、考え方に全面的に賛同しております。差をつけるということになると、WTOの投資規定にも違反してくる可能性も出てきて、基本、この企業立地というのは内国民待遇、最恵国待遇、内外無差別が原則だと思っておりますので、これを堅持しないと誰も投資しなくなって北海道がガラパゴスになる恐れがあるので、ここは堅持して積極的に内外ともに幅広く受け入れて、被害を受ける企業様につきましては、そういった受け入れた企業様から、よくよく、その後税収とか増えてくるので、そういった不利益をこうむった企業様をバックアップしていくという考え方なのかなと考えております。

それから3点目なのですが、付加価値をどう高めるかというところが、私どもも輸出促進をやっていて非常に頭を抱えているところでございます。企業様、それから自治体様が物産展とかをやるのですが、輸出が継続しないということを、いろいろなところから言われております。実際、継続的に輸出が拡大してくる事例を見ますと、トライアンドエラーをしながら、その後いろいろな商品改良や賞味期限の向上、鮮度保持といった改良がなされる。それから、売り先のターゲットングがより高度になっていって、ぴったりとマーケットのニーズに合う商品になっていくという過程がありました。うまくいっている商品というのは、そういう過程をたどっておりますので、マーケティング支援事業については、私は、制度の運用はよくわかってないのですが、海外のバイヤーと商談が実現した後の、その後の取り組みが非常に重要になってきて、ここで終わると、商流が太くならないと考えておりますので、そういった観点で、この制度の運用を考えていただくとありがたいと考えております。以上3点でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。おそらく本日3番目の北海道、グローバル戦略とも関わるところかと思えます。他の委員の方からご意見・ご質問等ございますでしょうか。それでは、藤田委員お願いいたします。

■ 藤田委員

ウェブでの参加で申し訳ございません。よろしくお願いいたします。カンディハウスの藤田です。

12 ページの中盤の企業立地促進の補助金について、この1 番目、道内の人材難を踏まえた人材確保に向けた補助要件の見直し。これは本当に急務だと思います。具体的なわかりやすい補助内容を、しっかりと詳細を入れて見直しをしていただきたいと強く思いました。

その2つ下、ゼロカーボン北海道の実現に向けたというところ。ゼロカーボンに対応して動いていっても、後の助成等があるのか、かなり具体的にわかりやすく取り組んでいくような内容の見直しにしていいただきたいと強く思います。

DXの推進に向けた取り組み。これも同じように、非常に幅広く、DXを言葉として使われていると思いますが、この中身に優遇措置と書いてありますが、これもかなり噛み砕いて、どんな形で優遇措置がとられるのか明確にして入れ込んでいただけないかと思っております。以上3点です。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。箕輪委員、よろしくお願いいたします。

■ 箕輪委員

私から1点だけ。6ページでございますけれども、今回、いろんな分野でまとめていただいた見直しの方向性と考え方、一番上のカーボンニュートラルの実現のところ、右側の道としての検討方向で、2つポツが書かれていまして、上の方は新エネルギー等を活用する方への支援策と、それから下が新エネルギーを供給する方の支援策ということだと理解してありますが、下の方は新設だけでなく増設もということで、こういった見直しを検討していただいております。一方で、新エネルギーを活用する方法ですね、これは立地だけではなくて、できれば今あるところがこういったことを活用するためのいろいろな設備等への支援ということも併せて検討していただければありがたいと思っております。以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは、瀬尾委員お願いいたします。

■ 瀬尾委員

瀬尾です。ありがとうございます。

私からも1点だけお願いになります。企業立地促進費補助金、これに関わる補助要件、例えば雇用要件とか額などになりますが、この助成措置の見直しについては、前回、私の方からも意見を述べさせていただきました。この点に関して今回いろいろと整理をしていただき

まして、施行規則の見直しの方向性の中で、デジタル化の加速ですとか、生産性の更なる向上といった観点から、引き続き、この見直しの方向性の中でご検討いただけるということになっておりますので、改めてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。最後に全体を通じてご意見もいただきますので、何かありましたらその際にお願ひしたいと思ひます。

(2)「北海道小規模企業振興条例・方策」の見直しについて（報告事項）

■ 穴沢会長

それでは次に、北海道小規模企業振興条例方策の見直しについてでございます。本件についても本年度第1回目の審議会におきまして、北海道小規模企業振興条例・方策検討部会を設置いたしました。9月以降3回にわたり、専門的な議論を行ってききましたので、審議会につきまして、部会長の私の方から報告をさせていただきます。

■ 穴沢会長（北海道小規模企業振興条例・方策検討部会 部会長）

それでは改めまして、北海道小規模企業振興条例・方策の見直しにつきまして、ご報告申し上げます。

本部会におきましては、小規模企業の現状や社会経済情勢の変化等を踏まえまして、小規模企業振興条例及び振興方策の見直しと検討をいたしました。本部会では条例・方策の検討に関しまして、小規模企業を取り巻く環境や社会経済情勢の変化、小規模企業が抱える課題のほか、三本柱と呼んでおりますけれども、経営体質の強化、円滑な事業承継、操業等の促進、こういった条例の基本的な施策や支援体制などに関しまして、多くのご意見が出されたところでございます。部会における意見や議論などの対応につきましては、この後事務局の方からご説明をお願ひしたいと思ひます。私からの報告は以上といたしますので、事務局の方から報告の方よろしくお願ひいたします。

■ 上原中小企業課長

中小企業課の上原でございます。私から、お手元の資料に基づきまして北海道小規模企業振興条例・方策検討部会での検討状況等につきまして、ご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。表題が、条例方策の検討についてという資料でございます。私からの説明は、この資料2-1を中心に行いたいと思ひてございます。

まず1番、概要につきまして、小規模企業振興条例は、平成28年4月に施行されまして、

定期的に点検することが規定されております。現在、施行から5年が経過したということでございます。社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況等について検討加え、その結果に基づいて見直しなど必要な措置を講ずることとしてございます。併せまして、平成28年7月に策定し、概ね5ヵ年を推進期間とする北海道小規模企業振興方策、こちらにつきましても、次期方策を検討することとしてございます。

次、大きな2番、条例方策の性格についてでございますが、本条例につきましては、小規模企業振興の基本理念を定めるもので、道の責務、小規模企業者、金融機関、大学、市町村等の役割を明らかにし、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化、地域社会の持続的な発展を目的としてございます。また、方策につきましては、道が条例に基づいて小規模企業の振興を図るために行う取り組みや関係機関との連携について取りまとめたものとなっております。大きな3番、検討の視点についてでございます。こちらについて条例や方策につきまして検討いただくための基本的な視点となっております。(1)の①の部分になりますけれども、条例につきましては、小規模企業の現状や社会経済情勢の変化などを考慮した場合、条例の基本理念を見直す必要があるのか、また、関係機関の役割を見直す必要があるかなどを、基本的な視点としてご検討いただきました。また、方策につきましては、次の2ページ目の②の部分になりますけれども、現方策で掲げております、小規模企業が抱える課題や課題に対応するための展開方向や取り組みは適切か、小規模企業の新たな課題に対応するため、見直しや追加すべき取り組みはないかなどを基本的な視点として、ご検討いただいたところでございます。

次に大きな4番。部会での検討。対応等についてでございます。条例につきましては、部会において、改正の必要性や改正内容の検討を行ってきたところでありまして、この検討結果につきましては、本日の審議会で報告ご議論いただいたあと、道において条例や方策の見直し案を作成し、庁内の関係部署と協議、次に議会議論を経て、必要な見直しを行う予定となっております。また、方策につきましても同様に、審議会で議論の後、庁内協議、議会議論を経て新たな方策を策定する予定でございます。

大きな5番をご覧ください。部会における議論の整理についてでございます。部会は9月から12月まで合計3回開催して議論して参りました。開催状況についてご説明いたします。資料2-4、飛んで申し訳ございませんが、ご覧いただければと思います。部会委員の皆様の名簿でございます。部会では、穴沢会長が部会長に選出されまして、本日ご出席の藤田委員をはじめ、市町村や金融機関、支援機関や関係団体、企業の皆様など9名の委員でご議論いただきました。

次に、資料2-5をご覧ください。こちらは、3回の部会の主な意見として整理したものとなっております。説明は省略いたしますけれども、この他にも様々な意見をいただきながら、部会において条例方策の見直しの検討、方向性について取りまとめたところでございます。

次に、これまで3回の部会における条例方策に関する議論の結果について、ご報告いたします。まず、条例に関して資料2-6と資料2-7をご覧ください。資料の説明となりますけ

ども資料 2-6 につきましては、条例に関する部会での意見等を踏まえ、必要となる文言の追加や修正の方向性を整理したものでございます。資料 2-7 については、現行の条例をそのままコピーしたものでございますけれども、資料 2-6 の 3 つの項目に振られた番号と対応させた形で条文を見直す際において手を加えることが想定される部分を太字で表してございます。1 ページ目、3 ページ目の 7 条、4 ページ目の第 12 条ということでございます。

これらの概要について、資料 2-1 に戻っていただいてご説明したいと思います。2 ページ目の、先ほど、中段の 5、部会における議論の整理についての（1）条例についてをご覧ください。まず①の部分ですけれども、経済社会情勢や小規模企業取り巻く環境の変化を反映するために、前文に人口減少や自然災害、感染症などのリスク、情報化社会の進展、脱炭素社会の実現への取り組みの広がりなどの文言を追加検討すること。2 番として、②ですけれども基本理念や道の他関係機関の役割分担については、大きな変化がないことから現状のままとすること。最後に③ですけれども、道の基本的施策の一つである条例第 22 条の、経営体制の強化に関しまして、小規模企業の課題を踏まえた施策として、新たな商品やサービスの開発支援、販路開拓支援、生産性向上に向けた支援、自然災害など様々なリスク対応などへの支援等の追加を検討すべきといった議論がございました。

次に（2）の、新たな方策のあり方に関する部会議論の取りまとめの部分でございます。この資料で説明に入る前に、現方策の主な構成をご説明したいと思っております。

資料 2-3 をご覧ください。左端に基本的な施策ということで、下に三つ、経営体質の強化、事業承継の円滑化、創業等の促進ということで、施策の三つの柱をこういう形で整理しております。その右側にそれぞれについて主な課題、展開の方向、主な取組の例ということで規定してございます。さらに表の下の部分を見ていただければと思いますけれども、こちらの方は、こうした施策の展開を支えるものとして支援体制の整備、もう一つが円滑な資金の供給という内容で規定してございます。以上が、現方策の大まかな構成となっております。

続いて資料を 2-8 ご覧ください。こちらは部会でご議論いただいた内容を、現行の方策に反映させるとした場合、項目や文言の追加修正がどのような形になるかということで整理したのになってございます。この資料の作りについてご説明すると、表の左半分が現行の方策に規定されている各項目ごとに記載内容を抜き出したものとなっております。右半分が、部会での議論を反映させた場合の整理、こういう形になるのかなということで、下線部分こちらが見直しが必要になる部分となっております。こちら、概要について資料 2-1 に戻っていただきまして説明したいと思います。資料 2-1 の 2 ページ目 5 番の（2）をご覧ください。下の部分ですけれども。まず①、方策につきましては、道は新たな方策を検討すべき。もう一つは方策の基本的な施策の柱は現行の三本とすべき、ということでご議論いただき整理してございます。続いて②でございます。経営体質の強化関連につきましては、生産性の向上や販路拡大といった小規模企業の課題の解決に向けては、デジタル化が有効な手段の一つであることから、展開の方向に生産性向上や販路拡大に向けたデジタル化の支援を追加することを検討するという。また、近年の自然災害の増加や感染症の発生など受け、

こうしたリスク対応が企業の課題となっていることから、展開の方向に、自然災害や感染症など企業のリスク対応の支援というのを追加することを検討するというところでございます。

続いて3ページ目をご覧ください。一番上の③事業承継の円滑化の関連についてでございます。今後は、事業承継サポートネットワークというものもございまして、その構成機関・関係機関が連携を強化して、親族以外や地元企業への承継などに対して、個別具体的に支援することがますます重要となってきたことから、展開の方向に円滑な事業承継に向けた支援というものを追加するという部分を検討することになってございます。続いて④の、創業の促進につきましては、これまで操業等ということで「等」に含めた形で表現していた新たな事業分野への進出。こちらを明確化する方向で、検討してございます。これは、企業が新陳代謝を行い維持・成長していくため、またコロナ後に向けては新たな取り組みを行う事が重要となるため、新しい方策の中では創業と明確に区分する形で記載するとともに、展開の方向に事業再構築を含めた、新事業分野進出の促進、こういうものを明記して追加することを検討するという形で整理されてございます。

次の⑤支援体制の部分でございます。こちらは部会においても多くのご議論があったところでございます。いただいた意見としては、例えば国、道、市町村、金融機関、企業など関係者が一体となった取り組みが必要。また、関係機関による連携、情報共有が必要。税理士や公認会計士との連携が有効。支援策等の情報が地域や企業に行き渡っていない。企業が地域で気軽に相談できる窓口の体制が必要。総合的なサポート体制が必要など、様々な意見をいただいたところでございます。今後は、こうした取り組みが特に重要になると考えてございまして、現在、地域に整備されている、地域中小企業支援サポートネットワーク、こちらを活用して市町村や地域の企業と条例や方策を共有して理解促進を図るとともに、関係機関との連携体制を強化して情報発信などに積極的に取り組む、また、きめ細かな相談対応を行う、さらには新事業展開などの支援を行う、といった文言の追加と取り組みの強化について検討が必要と考えてるところでございます。

次に⑥番、円滑な資金の供給の部分でございます。長期に及ぶ感染症の影響によりまして、小規模企業の今後の事業継続に支障が出るのが懸念されておりますことから、地域の経済、金融動向の的確な把握や資金繰りの安定に向けた金融機関等に対する事業者の実情に応じた返済条件緩和等の要請という文言の追加を検討する、ということになってございます。

最後の、K P Iでございます。こちらに関しましては、今後、道において検討する方向で整理されてございます。

最後に6番。これまでの経過及び今後のスケジュールをご覧ください。審議会での、これまでの議論を踏まえまして、今後、道において改正条例と新たな方策の素案を作成し、庁内での協議、また、議会議論を経て必要な見直しを行うこととなります。こうした手続きの中で、審議会でもいただいたご意見、ご議論いただいた検討の方向性が反映することができない部分も出てくる可能性もございまして、ご承知おきいただければと考えてございます。私からの説明は以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明があったところでございます。それでは委員の方からご意見、ご質問等お願いしたいと思います。佐々木委員からお願いいたします。

■ 佐々木委員

資料 2-8 なのですけれども、道が取り組むべき取組の例の、デジタル化に関する部分で、意見といいますかご確認をさせていただきたいと思います。先ほどの産業条例の中で、ずっとこのIT化という言葉ではなくて、DXということでずっと話をさせていただいてきたかと思うんですが、こちらの小規模条例の中では、デジタル化の支援、それからITを活用した業務の効率化ということで、私の方から見るとこのDXと、このIT化というのは大分差があるように感じます。そういう意味では産業条例の方に合わせて、小規模事業者の振興条例の中でも、DXということで、単なるIT化効率化ではなく、企業の生産性向上を目指したDXという言葉に統一されてはどうかと思います。以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございます。私も関わったところがございますけれども、実際問題といたしまして小規模企業の場合、DXまでいっているのかという話が部会の中でも出て参りまして、もう少し身近なところからというところが、このデジタル化ですとかICTという言葉の中に入れて込められていると私は理解しております、これは、道の方でまたご議論いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは吉住委員、よろしく願いいたします。

■ 吉住委員

はい。商工会連合会の吉住です。非常に、細かくいろいろなご提言いただいておりますけれども、商工会といたしまして小規模企業者をたくさん抱えており、ここにも出ておりますけれども関係団体として窓口となる一番の機関というのが会議所であり商工会だと思っております。事業者が利用しやすいワンストップの窓口ということで、大いに会議所、商工会を利用させていただきたいということと、そこにできれば注力していただきたいなと思っております。

事業継承ですとか、色々な形で各金融機関からのアプローチとかありますし、ここに書かれていることを、税理士さんだとか、色々な形で認定という形で紹介されているのですけれども、地方の経営者は、一番身近な商工会に説明を求めていきますし、やはり今、商工会自体が人手不足なのですけれども、きめ細かな形で色々なサポートしております。また、これから経営発達支援なども各自治体と連携してやる形になっておりますので、自治体ごとに色々な温度差が違うかと思っておりますけれども、自治体に合ったような窓口を構築する方向性などの指導

をしていただきたいと思いますというのが一つです。

後、もう一つなのですけれども、今ほど穴沢さんから色々なお話ありましたが、私は現場にしまして、ここに書いてあることは非常に高度で、そこまで達していない事業者が非常に多くて、そこにどう出していくのかということが非常に大きな課題というのと、もう一つ、資料の 2-8 のところの事業承継の円滑化のところの後継者不在率は地域別で全国一と書いてありますけれども、その根本的な原因はどういうところにあるのかということをしつかりと深掘りしていただいて、他の関係機関と洗い出しをしていただきたいと思いますと思っております。何度かお話させていただいておりますけれども、私みたいに田舎に住んでいますと、まず生活インフラだとか通常の経済インフラが年々劣化している。そういうところに対して、色々なものを持ってこられても、そこじゃないんだ、ここを埋めてからやりたいんですけどいところから話が始まってしまうので、その辺のところをもう一度ぜひ、経済部の方から他の部署にアプローチしていただきたいと思いますと思っております。本当に、この後継者不在率は地域で全国一と書いてあることに対して、大きな問題意識を持っていただきたいと思いますと思っております。以上です。

■ 穴沢会長

ご指摘どうもありがとうございました。佐藤委員、よろしく願いいたします。

■ 佐藤委員

道商連の佐藤でございます。私の方からも、資料 2-8 の方策の部分で、何点かご意見申し上げたいと思っております。経営体質の強化のところ、今回、生産性という言葉が入ってきております。その次に、価格競争力というのが引き続き入ってるわけですけれども、そもそも、小規模事業者で価格競争力をどうするんだという問題が一つあるかと思えます。昨年の春先に中小企業庁等をはじめとした会議が開かれた中で、大企業と中小企業の生産性の一番の差はどこから生まれてきているかということ、価格競争力です、というのが提言として、実際に打ち出されております。要するに価格競争力ではなくて、規模が小さい企業であればあるほど、自分たちの利益を乗せた適正な価格で大手に売れていないと。だから、そこからスタートしませんかということで、昨年、コロナ禍が始まってしまって、国、政府の方でパートナーシップ構築宣言運動というのが、昨年の夏スタートした背景がございます。ですから、この価格競争力というよりは、価格競争力なり取引の適正化といった表現に課題認識を改めていただけるとよろしいのかなというのが 1 点目です。

2 点目、同じようにその下に信用力などに弱みということで今回新たに加わってございます。間違いなく、その規模が小さくなればなるほど信用力が落ちるとというのが弱点だと思いますけれども、そのための信用補完の方策が、残念ながら見たところ具体的には見当たらなかったもので、ぜひこの点を付け加えていただけたらと思っております。

経営体質強化の下のところ、人材確保が困難ということでございますけれども、そもそ

も小規模事業者さんは商業・サービスで5人以下、製造業などでも20人以下という所帯ですから、いい人材を確保したいと思ってもそもそも社内に抱えるだけの体力が場合というケースがいっぱいあるかと思っております。各地の商工会議所の活動を見てもそこを補完する形で、専門化派遣等々を進めてきているところがございますから、やはり北海道は広ございますので、地域ごとに小規模事業者にとって必要な人材が共有できるような、そういった仕組みをご検討いただくと、幅広く小規模事業者に支援の手が届くのかなという感じでございます。

それと最後に、商工団体としての要望になりますけれども、私ども商工会議所もそうですし、商工会さんもそうですけれども、地域ごとに事業者さんへの支援を色々やってきているわけですが、近年、私どもの団体の一番の課題というのはマンパワー不足でございます。近年というか過去20年ぐらい前から比べると、そのための補助金なども頂戴しておりますけれども、商工会議所で申し上げますと北海道は全国で下から数えて2番目ぐらいの削減率で、極めて財政的に厳しいということが背景にあって、人材が年々、各所の会議所も、経営指導員をはじめ頭数、定員を減らさざるを得ないといった中で、今回のようなコロナ禍もそうですし、胆振東部地震もそうでした。その前には8月に台風が3回北海道に上陸した時もそうですけれども、地域の商工会、商工会議所はその度ごとに、一生懸命支援体制を整えながら、できる範囲で一生懸命やって参りましたので、そういった、今回のような小規模事業者さんの方に寄り添える支援団体側への恒常的な財政支援というのは、ぜひお願いしたいと思っております。今回の政府の補正予算案では、我々のような支援機関のために130億ほどの予算を別途つけていただいた経緯もございます。どんどん企業経営が高度化していく中で、相談員自身が新たな知識を身につけなくてはいけないのもそうですし、当然ながら先ほど申し上げた一定のマンパワーを確保しながら、特に人材は整数でございますので、0.5人で人を配置することは残念ながらできません。そのときには、ぜひ切り上げて整数で人員が各地に配置できるようなご配慮をいただくと、こういった方策のより充実が図られるものと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。様々なご指摘ありがとうございました。また、こちらにつきましても、検討項目のほうで、また、上げていきたいというふうに思っております。他にご意見等ございますでしょうか。大久保委員、よろしくお願ひいたします。

■ 大久保委員

私が関係する部分で2ヶ所。まず一つは、域内・域外からの需要開拓・販路開拓のための新商品、新サービスの開発、販路開拓支援とあります。こういったものを支援してくというのが書かれていまして、もう一つ、経営体質の強化ということで、生産性の向上や販路開拓・拡大に向けたデジタル化の支援というのがあって、質問に近い話ではあるのですが、私

どもが色々とお客さんと接していて、やっぱり中小零細企業は体力がなくて、各自が自ら努力して、こういったことが実現できればいいのですけれども、なかなか難しい企業さんの方がむしろ多いと。うまく取り組めるという方が少ないというのが現状でございます、支援の方法として、そういう各中小零細企業にこういったことを、各企業さんにやらせていくのか、それとももっと別の方法で、例えばですけれども、信用金庫さんの方で地域商社を作っている動きとかございますし、あと、この輸送の問題というのは、中小零細企業では解決できない問題。商工審議会なので、恐らく分野が違うのだと思うのですけれども。そういった中小零細企業を取り巻くエコシステムというのですかね、そういった方法。例えば、中小零細企業を組織化して規模を大きくしていくとか、色々やり方があるのではないかと思います、その辺の考えというのを教えていただければと思います。私どももなかなか上手く解決できない問題で、何とか皆さん、きちっと販路拡大できるように取り組めればいいのですけれども、なかなか難しい企業さんが多いというのが実情なので、その辺のやり方をどうすればいいのかなと、日々考えていたところでございます。以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございます。私が答えていいのかわかりませんが、今、ご指摘のあった、個別企業では対応しきれないというところで、どういう形でというところなのですけれども、こちらは先ほど出したDXといいますか、それも関連するかと思うのですけれども。やはり、地域内で協力し合うという形というのが一つの方向性かなと思っています。離れてしまうと、また繋がりが薄くなりますので、特定地域の中で顔を見知った中での協力のし合いというようなところ、そこをある程度自治体なりがバックアップできるという、そういったシステムというものの構築も必要だと思っております、私ども部会の中で、特にデジタル関係ではそういった発言もさせていただいたところでございます。

もし、道の方から何かございましたら、追加でお願いしたいと思います。

■ 佐藤局長

地域経済局の佐藤でございます。今、委員ご指摘があった部分で、穴沢先生の補足をさせていただきますと、小規模企業が、自らデジタル化とかによる販路拡大というところですか、そういったところにもってくというのはなかなか難しいというか、自分で始めるというのはなかなか難しいところだと思います。そうした中で、一つは、先ほど商工会議所さんからもお話がございましたけれども、そういった商工会ですとか、会議所の指導員の方たちが、いきなり、ITとかデジタルとかそういう話をすると小規模企業さんも入っていきにくい部分があるかと思しますので、どうしたら販路拡大に繋がるかとか、生産性の向上に繋がるかというところを、あくまでも手段としてデジタル化を行うということを、寄り添って企業の皆様の声を聞いていただくというようなことで、それをいかに専門家に繋げていくかというようなところでの支援機関の連携というものが一つ考えられるのかなと思います。

そして、穴沢先生がおっしゃったように部会の議論でも出ておりましたけれども、企業間の連携、そういったところに持っていく。ここにつきましては、どういう仕組みというものができるのかというところは、資料の 2-8 の支援体制というところにもありますけれども、やはり関係機関の連携というものをまだまだ行われていないというご指摘も部会でいただいておりますので、そういったところを連携強化して、こういった取り組みができるかということも、我々として考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

■ 穴沢会長

どうもありがとうございました。他にご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(3)「北海道グローバル戦略（改訂版）」（案）について（報告事項）

■ 穴沢会長

それでは、次参りたいと思えます。続きまして、北海道グローバル戦略改訂版案についてということで、こちらにつきましても事務局の方からまず、説明をお願いしたいと思います。

■ 堀内国際経済課長

国際経済課の堀内でございます。時間も限られますので、早速説明をさせていただければと思います。

北海道グローバル戦略につきましては、本年 7 月に開催されました第 1 回目の本審議会におきまして、戦略の見直しについて、ご報告をさせていただいたところでございます。その後、9 月の道議会に素案を示し、議会議論やパブリックコメントなどを経て、このたび案として、取りまとめまして、来週の 28 日に道庁の庁議で改訂の見込みとなりましたので、経過を含めてご報告を申し上げます。お手元の資料が素案からの修正ポイントなどを記載いたしました資料 3-1 のほか、3-2 としまして、A3 版でございます、改訂版の概要。3-3 に案。3-4 に、パブリックコメントの一覧を添付してございます。本日は、資料 3-1 と 3-2、また追加配布の道産品輸出用シンボルマークのチラシにてご説明をさせていただきたいと思えます。

まずは資料 3-1 をご覧いただければと思います。1 の経過でございますけれども、第 1 回目の本審議会では、SDGs 達成への貢献やサステナブルの文言の記載が必要であるご意見をいただいたほか、幅広く道民の皆様からご意見をいただくために、パブリックコメントを 10 月の 11 日から 1 ヶ月間、素案をもとに実施いたしまして、13 名の皆様から 29 件のご意見をいただいたところでありまして、この他にも道議会での議論や、本日ご出席のジェトロ大久保所長にもご参加いただきました有識者の懇談会でのご意見を反映いたしまして、「北海道グ

ローバル戦略 2021 改訂版 (案)」として取りまとめたものでございます。

次に2の素案からの修正ポイントでございますが、有識者の皆様から、またパブリックコメントから寄せられたご意見のうち、主なものと、その対応状況について記載しております。表の①は、ターゲットの明確化、重点化を海外展開で図るべきとのご意見に対しまして、食や観光など分野別の重点や、国地域別の展開内容に反映しております。②はコロナ・パンデミックを契機に、世界から学ぶ姿勢が重要であることから、世界から取り込む視点を盛り込むべきとのご意見に対しまして、海外から成長力に加え、経験やノウハウを積極的に取り込む姿勢を明記しています。次に③は、SDGsの推進の姿勢を明確化するべきであるというご意見に対しまして、本戦略の冒頭に当たる構成の中で、SDGs達成への貢献にかかる道の姿勢を明確に位置付けております。④は環境問題への的確な対応が重要であるというご意見に対しまして、今後の展開方向などで、気候変動問題など社会経済情勢変化への的確な対応等について明記してございます。⑤のデジタル技術の対応力の強化。⑥の海外展開の多角化。⑦のグローバル人材の育成、それぞれに係る視点が重要であるといったご意見に対しましては、それぞれ取り組みイメージに反映してございます。

次に、お手元の資料3-2の概要をご覧ください。赤字の部分が、皆様に、パブリックコメントの際にお示しをした素案からの加筆、修正部分でございますが、例えば、ターゲットの明確化、重点化等につきましては、具体的には、左側の視点の①世界に売り込むの取り組みイメージの3ポツ目、朱書きの部分でございますけれども、食の輸出につきましては、米や日本酒といった中期的な重点品目と、中国やASEANなどの国・地域を明記してございます。また、SDGsの推進が必要と先ほどご説明させていただきましたとおり、第1回目の本審議会でも、ご意見をいただきまして、全体では、視点の①から③までの資料の一番右側でございますけれども、関連指標掲載しておりますほか、その後も様々なご意見を踏まえまして、見直しを行いました。

最後になります。この資料3-2の一番右下の具体的な取り組み例としても記載しておりますが、道産品輸出用シンボルマークについてでございます。今回の戦略に新たに取り組みイメージとして、海外における商標侵害等のリスクや普及啓発を加えております。追加でお配りしました両面のチラシをご覧ください。こちら平成22年から中国や香港、シンガポールといった7カ国・地域で、順次商標登録済みのマークでございます。海外における道産食品の識別力を高めて、北海道ブランドを保護することを目的としておりますマークでございます。北海道おにぎりマークを通称として、今般の戦略の改訂に合わせまして、「世界に攻め、守り」と題して、来年の3月まで、道内企業の皆様にお使いいただくキャンペーンを実施中でございます。今週できたてのバッチを机の上にお配りしてございます。ウェブでのご参加または本日欠席の委員の皆様にも、後日発送させていただきたいと思っておりますので、今後、ご着用をいただくなど、幅広く周知PRをよろしく願いできればと存じます。私からは以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それではただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の方から何かご意見ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。佐藤委員よろしく願いいたします。

■ 佐藤委員

すいません。私から細かいところ、資料 3-3、26 ページでございます。関連指標というところの 47 番、観光入込客数については、新型コロナウイルスの影響により、当面設定は困難であるから目標値を設定することができる状況となり次第設定するという記載がございます。ということは、次期目標設定はインバウンドが入ってくるのが来年も無理でしょうから、1 年以上先という話になろうかと思えます。ただ問題は道内観光消費の 3 割占めていたインバウンドがすでに 3 年続いている状況を想定した時に、インバウンドを受け入れている観光事業者あるいは観光インフラが目標がなければ、この 3 年間で大きく毀損される心配をしております。ぜひ仮の目標数値を入れてでも、北海道はこれから観光でやっていくんだ、食べていくんだというのであれば、その目標数値を入れ、受け入れ体制を温存していく施策をこの間にも、推進していく必要があるかと思えます。ですからそういった意味では、コロナの影響で毀損を受けている部分、本来あるべき数値を目標値に定めて、きちんとその基盤を維持していく取り組みを継続していく仕組みをこの中に入れていただけたらと思っております。私から以上です。

■ 穴沢会長

ご指摘ありがとうございます。もし、道の方から何かご回答があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

■ 堀内国際経済課長

ご意見どうもありがとうございました。観光の計画は観光振興課が新たな見直しを行い、別の設定目標というのを今定めてございます。また観光の、部局の方にも、今いただきましたご意見を伝え、改めて今後その目標値の設定につきまして、どのように、この中に、改めて改訂後どのように記載していくのかを含めて、検討していきたいと思っております。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは他にご意見等ございますでしょうか。

■ 上野経済企画課長

1 点ちょっと補足をさせていただきます。観光の方の目標入り込み客数の指標についてでございますが、外国人観光客の入り込みについてはですね、観光の計画の方でもインバウン

ドが今こういう状況ですので、目標は立てられないということで、新たにそれに变えまして、道外からの観光客の入り込みと、それは国内観光客も含めてということで道内と道外等で分けて、道外からの入り込み客ということで、新たな目標数値を整理して、お示ししているということでございます。従いまして、こちらの方につきましては、そことの整合性ということを検討していくということで進めていくと考えてございます。よろしく願いいたします。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。藤田委員の方から、よろしく願いいたします。

■ 藤田委員

コロナを受けてですね、このグローバルということであると、情報発信等々いろいろノウハウがありますが、実際の物流、これが大きく、世界的に乱れています。当社も輸出をしておりますが、コンテナを思うように確保ができない。それがもう数ヶ月ずっと続いている状況です。そこは輸入も同じような部分があるのですけども。これだけいろいろな方策・施策、戦略をとっても、思うように物流が動かないということの課題を、当然、北海道としても持っているとは思いますが、この輸出港に関するコンテナの確保等の課題を解決できるような方策をお願いしたいと思います。現実的にかなり苦慮している状況が続いています。現実にはコンテナが取れて載せたとしても、1ヶ月半のところ、もう3ヶ月かかる。場所によりますけども。非常に世界中がコンテナで今苦しんでいるということで、長く続きそうな状況なのです。ぜひ北海道としてもこのことを、委員会の内容に合わせて検討いただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

■ 穴沢会長

ご指摘ありがとうございました。これにつきましても、道の方から何かご回答があればお願いしたいと思います。

■ 沖野国際経済担当局長

ご指摘どうもありがとうございます。国際経済担当しております沖野でございます。今いただいたご指摘はまさにごもっともでございます。資料3-3の北海道グローバル戦略の本編の3ページ目に当たるんですけども、今回その戦略の改訂にあたってということで、まさに戦略の中間時点の見直しというような位置付けではあるのですが、ここに丸一ページということで取らせていただきました。コロナ・パンデミックに伴う社会経済情勢の変化という、グローバル社会が激変したというような状況を受けた中で、この戦略をどのように構築していくかということをお大前提に検討を進めさせていただいたということでございます。今、ご指摘いただいたところは、1マル目のところにも、サプライチェーンのリスクなどと記載させていただいておりますけれども、今委員ご指摘いただいたことは確かにその通りで

ございますので、そういったものをしっかりと踏まえながら、具体的な施策に、この戦略をベースにしながら、作り込んでいくというような検討を今後進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございます。それでは、瀬尾委員お願いいたします。

■ 瀬尾副会長

はい。瀬尾です。私からは御礼になります。前回、申し述べた、種々の件、今回のこの資料3-3も含めて、反映いただいております。感謝申し上げます。またこの資料3-3 これまだ改訂版の案ということですが、考え方はもとよりですけども、構成が統一されておりますし、また、非常に見やすくまとめられていると思います。戦略をデータ集というと、失礼かもしれないんですけども、いろんなデータを参考にする時も活用できると思いますので非常にそういう面でも助かるかなというふうに思います。感想を含めて、以上です。ありがとうございました。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは角谷委員お願いいたします。

■ 角谷委員

旭川から参りました角谷といいます。私の会社は道北で生鮮食料品を扱っている会社なんですけれども、今日参加させていただきまして非常に北海道の将来において、皆さん大変考えておられるということで、ただ、個人的に言わせていただきますと、やはりちょっと危機感が薄いなというのが今感じている点。今カーボンニュートラルもそうですけど、そういった50年先、30年先、20年先の、私たちが目指すことはわかるんですが、3年、5年という時に、先ほど物流の話がいろいろ出ておりましたけれども、北海道内ではもう、北海道一円に稚内から根室、函館も含めて、そういったところに、生鮮食料品のみならず、様々な物流が非常に厳しい状況になっておりまして、そういった身近な問題もクリアしながら、そしてまた、3年、5年後のこの人口が減るエリアの中でどういった北海道が現れるのかということも、これと同時に、併記していただかないと。結局、日本が目指すカーボンニュートラルの2050年までに、北海道の中小企業が、果たして今からすぐ行動を起こせるかというようなことを考えますと、皆様にはぜひその1年、2年、3年、5年後の、悲観的にとらえたいわけではないのですが、こういった不便なことが起きます。こういう問題が起きますということも併記しながら、問題を掘り下げていくような、会議ができればと思います。

特に地方では、本当にそういったことが現実には始まっている。生鮮食料品も、札幌、旭川、北見、この流れの中で、旭川から北見については、もう壊れかかっているような状態。それが

現実として起きていますので、そういったことを含めて、あともう一つうちの会社でも、今、コンピューターシステムの総入れ替えということで、いわゆるデジタル・フォーメーションの中に入ってるんですけども、現実問題としては、うちの企業でも、非常にやっぱり難しい。思ったより。お金さえかければすべてがシステムにできるという理解をしていたのですが、実際にやってみると、当社の規模でも様々な問題があって、デジタル・フォーメーションはデジタル化自体をデジタル化してはいるのですが、次のステップに行く段階においては、非常に難しい問題も同時に起きているというのが現実で、何とかデジタル化は、簡単な内容に見えて実は非常に難しい面もあるということをご理解いただいて、これからも皆様方に適切なご指導をいただいて、地方として頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

■ 穴沢会長

ありがとうございます。現場に根差したといいますか、地に足がついた施策ということだと思っております。はい。ご指摘ありがとうございます。根橋委員よろしくお願ひします。

■ 根橋委員

はい。「グローバル戦略」をお聞かせいただきまして、感じることはありますけれども、まず工業界からみると、どうしても北海道の戦略が、食と観光に重点がおかれていまして、工業に対するグローバル戦略が見えない状況でございますので、工業のグローバル戦略ももう少し考えていただきたいと思ひます。先ほどお話がありましたように物流、これが工業界においても大きな課題だと思っております。コンテナが動かないという話はございますけれども、例えコンテナがまともに動いたとしても、北海道の物流の弱さが、北海道の工業の弱点のひとつになっていると思ひます。おそらく、食においても同じだと思ひます。この北海道の物流を強くしていかない限りは、グローバルには打って勝てないだろうと思ひます。日本各地の港を見ていただいても、愛知県（名古屋港）の物流の太さには、北海道はどうしても勝てない状況であり、弊社は、完成した製品を一旦は愛知県に送って、そこから世界に輸出するという、2（ツー）パットでの物流を行っています。これはトヨタ自動車北海道さんも同じ状況だと思ひます。北海道から直接世界に輸出できる「強い物流」を構築していく様な方針もないとグローバルには勝てないのではないかと思ひますので、考慮いただければと思ひます。私からは以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございます。グローバル化につきまして、その他ご意見等ございますでしょうか。

それではよろしければ全体を通じてということで、本日は三つの報告をいただいたところ

ですけれども、特に、一つのことにとらわれず複数に跨ることもあるかと思います。全体を通じてご意見をいただければと思います。まだ御意見いただいております藤沢委員、よろしければお願いしたいと思います。

■ 藤沢委員

はい。細かいことというよりは全体に見てなんですけども、2番目にお話あった小規模の話なんですけれども、全道の90%以上が本当に小規模の企業だと思ってます。私も今石狩にしまして、近隣見ても、ほぼほぼ、皆さん、小規模。石狩新港にありますので、それなりに大きいところもあるんですけれども、商工会とか商工会議所に所属してる人たちもほぼそういう形。後、札幌市内にも、もちろん札幌の商工会議所にもそのまま在籍してるんですけれども。そうするとまたちょっと大き過ぎて、いろんなお話を聞きたいと思っても、ちょっと敷居が高いのかなとも思ったりしてます。それと別に食の団体にもちょっといろいろやってまして、そこを見てみても、ほとんどが小規模の方ばかりなので、こういういろんな施策だとか、今後の傾向っていうか。多分そういう方たちは、商工会に入っている人すら少ない、というのが本当に現状なのだと思います。まず入ってる私たちはいろんなところから情報が来ますし、やっぱり目にもするので、気になるものはやっぱりこちらから問い合わせたりするので、それすらもない方というのはお話しても、こういうこと自体がまるっきりわかってないのが現状なのです。それで私もわからないながらも、こういうことがありますよ、ああいうことがありますよ、こうやって一緒にしませんかというお話を、ようやく本当に立ち上がるような状態。で、多分こういうことというのは、私たちが自発的に聞きしてないと。なかなかこう手とり足とりっていうのは本当に子供じゃないのですから、そんなことなどしてもらえとは思いませんけれども、本当にそういうことを待ってる人達もいるのかなと思ったりも、日々感じてます。本当にこういうことはすごく大事なのですけれども、もっと道民の、企業の、底上げって。どうしたら、底上げができるのかもわかんないのですけれども、こういうことに耳を傾けられるぐらいの人材とか、企業であったら、もっと本当に世の中違ってくるだろうなと思いますけれども。そこまですべてになっていないのがすごく残念だとか、こういう話を皆さんがちゃんと理解できて、行動したら、非常に世の中、北海道全体も本当に変わると思うのですけれども、そこがすごく今残念だと思いつつ、お聞きしてました。はい。以上です。

■ 穴沢会長

どうもありがとうございました。小規模企業に関しましては私も部会でやっております、どうやって、皆さんにこういった施策を知ってもらおうのかというところでなかなか苦労するところがございます。施策の中にも書いておりますけれども、金融機関ですとか、身近なところからいろんな情報が、各企業さんの方に流れるような、そういったことも含めて、こういったものがあるということを知っていただく努力をひしひしと感じたところであ

りますので、そういったご指摘も含めまして、また施策の方に反映させていただければと思います。ありがとうございました。それでは吉成委員。もし、何かございましたらお願いしたいと思いますが。

■ 吉成委員

私、部会の方で北海道産業振興条例の議論に関わっていましたが、今、中小企業競争力強化、あるいは北海道グローバル戦略、それぞれの報告を聞きまして、やっぱり観点は共通で、かなり細かく調査・整理されていると感じました。本当に、道庁の皆さんも、そこに尽力されたと感じまして、お礼申し上げたいと思います。こういった議論が生きるように、この会議の後、フォローアップをぜひしていただければと思います。どうもありがとうございました。

■ 穴沢会長

どうもありがとうございました。本日オブザーバーでご参加いただいております、酒井様のほうから、もし、何かございましたらお願いしたいと思いますが。

■ 酒井オブザーバー

北海道経済産業局の酒井と申します。私、産業振興条例の検討部会にオブザーバーとして3回参加させていただきました。その点についてコメントさせていただきたいと思います。コロナ禍などで、今非常に先行きが見通しづらい中ではありますが、各委員の先生方から、道内企業が直面している課題、あるいは対応の方向性などについて、非常に真剣なご意見・ご提案があり、また道庁からは、多岐にわたる形で踏み込んだ見直し案をお示しいただいたと思っております。経済産業省でも、来年度の予算や政策、あるいは新しい政策の基軸に関する議論の中で中心になっているのが、今私たちが直面している生活、社会の中の大きな課題、例えばデジタルであったりグリーン、あるいはグローバル競争など、そうした大きな社会課題の解決を図っていく取り組み、そのものを成長戦略にしていくという形で取り組みを始めています。そういう意味で、今回の産業振興条例の検討部会のご議論の中でも。デジタル化、あるいはそれを進めるための人材ですとか、さらにはカーボンニュートラルのお話など多くご指摘がございました。国の検討や対応の方向性とも、非常に軌を一にするような内容だったのかなと受けとめております。新しい条例がスタートする段にあたっては、私ども経済産業局といたしましても、今まで以上に強く連携・協働したり、あるいは一体的な支援体制、適切な役割分担という形で、道庁並びに関係機関の皆様と一緒に行動していきたいと思っております。以上です。

■ 穴沢会長

どうもありがとうございました。それで全体を通じまして、委員の方から何かご発言等あ

ればお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。藤田委員どうぞ。

■ 藤田委員

先ほど、道産品輸出用シンボルマークということでお話がありました。内容を見ますと、北海道で生産された農林水産物ということで、主に食料品に対してということだと思っておりますが、ぜひ、北海道ブランドで。特にアジア周辺は、日本の中の北海道、別の感覚を持っておりますので、北海道ブランドという部分で、北海道の風光明媚なところで作られた物品、これに対する後押しもぜひお願いしたいと思うのです。メイドインジャパンだけではなく、北海道で作られているというのが非常に、輸出するにあたっては行政からお墨付きだということになりますので、ぜひそういう部分も、工業製品含めて、農産品だけではなく検討していただきたいと思いました。もう一つ、先ほどコンテナの件をお話しましたが、2年、3年先の話ではなくて、今現在、もうたくさんの方の企業が困っている状況です。これはこの委員会ということよりは、北海道の方にぜひ、この輸出港に関するコンテナの確保等の課題を解決できるような方策をお願いしたいと強く思います。以上です。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。そろそろ時間になっております。最後に私から一言だけ。

意見というほどでもないんですけども、本日、様々なご意見いただきまして本当にありがとうございました。コロナを含めまして社会経済環境が大きく変化する中で今回3つの報告ということで、特に産業振興条例、小規模企業につきましては見直しに向けた議論を行っていただいたところでございます。ただちょっと感じましたのは、例えば、産業振興条例の中で中小企業の競争力強化というお話が出ましたけれども、一方でまた、小規模企業はまた別の形で行うですとか、横の関係というところがもう少し緊密であれば、より有機的な、積極的な提言ができるのではないかと感じるところでございますが、これは例えば国際化ということもこれは全体に関わってくるところでもあるのかと思います。あともう1点はデジタル化ですとかDX、いろんな言葉が出てまいりまして、それぞれの報告ごとに違う言葉を使っております。もちろん私もちょっと説明しましたように、伝えたい意図が少しずつ違っているというところはあるかと思いますが、やはり見る方にとってわかりやすい言葉使いというところも必要かと思っておりますので、その点もまたよろしくお願いしたいと思います。それでは最後にですね、山岡部長、山口振興監から一言ずついただいて終わりにしたいと思っております。まず、山口振興監の方からよろしくお願いたします。

■ 山口食産業振興監

はい。食産業振興監をしております山口です。本日はそれぞれ専門のお立場から貴重な、また示唆に富むご意見たくさんいただきまして本当にありがとうございます。心から御礼を

申し上げます。

私から、担当しております食に関して、若干コメントさせていただきます。まず大久保委員からございましたけども、輸出だけに限らないとは思いますが、輸出に関して、商談成立で終わるのではなくて、そのあとのフォローをしっかりして、改善、改良、磨き上げをしっかりする、そこまでのサポートをしっかりするというようなご意見いただきました。まさにその通りだと思いますので今後条例に基づく施策に限らず、いろんな場面で、このことを注意して進めていきたいと思っております。また商工関係団体の吉住委員、佐藤委員からいただきましたけども、中小、特に小規模企業の適正な価格転嫁力の強化ですとか、あるいは後継者不足等々、それらの問題について、きめ細かく対応していただいている団体の皆様のワンストップ窓口の強化ですとか、あるいはその体制強化については、まさに食産業の部分、一番お世話になっていると思っておりますので、このことについても、しっかりご意見を踏まえて対応していきたいと思っております。またDXの関係ですとかカーボンニュートラルもそうだと思うのですが、たとえ小さな企業であっても、取り組みを進めていかなければいけない部分に当たると思っておりますので、佐々木委員からお話ございましたように、例えば成功事例、こういったものを提示するですとか、あるいはそれを表彰するだとか、ブランディングにつなげていくというのは十分あり得ると思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。最後に小規模企業の販路拡大については、我々にはどさんこプラザというアンテナショップがございますし、また長年、百貨店、あるいは、コロナ禍ですとね、大手のスーパーですとか、通販とのいろんな関係ができていますので、そういったところの協力をいただきながら、小規模企業の方がそこでマーケティングですとか、テスト販売ができるように対応していきたいと思っております。また今回、藤田委員、角谷委員、根橋委員、大久保委員からもございましたけれども、物流の関係で、いろいろ課題が出ているということで、特に海上輸送の部分については、コンテナが不足しているということで、今コンテナだけ海外から回収するだとか、あるいは新しいコンテナ船を建造するとかっていう話がございますが、多分、解決するには1、2年かかるのではないかというご意見もあって、実際、食品の輸出に関しては、受注があるのだけれど、コンテナが確保できなくて断っている例もでてきていると聞いてますので、この部分はなかなか簡単に解決ができるような問題ではないのですけれども、関係機関と連携をしながら、しっかりウォッチしていきたいと思っておりますし、また輸出の物流に関しては、これもなかなか難しいことではあるのですけれども、小規模なロットをまとめて輸出するとか、そういった対応も関係機関の皆さんと協議していますので、また引き続きいろんな面でご支援なり、あるいはアドバイスをいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それでは続きまして山岡部長の方から一言お願いいたします。

■ 山岡部長

本日は、本当に幅広い話題、グローバル化への対応といった全世界にわたる話題から、まさにその小規模企業の現状として、今その小規模企業の方々のIT化、DX化の現状ですとか、あと、情報をどういうふうに小規模企業の方たちと共有すべきなのかという問題提起、こういう本当に幅広いことを熱心にご議論いただきまして、心から感謝申し上げます。いただいたご意見につきましては、真摯に受けとめさせていただいて、今後の、政策推進・施策検討の参考とさせていただきます。

特に、いただきました小規模企業の方々との情報の共有、そして認識の共有は、まさに、小規模企業振興条例のメインテーマでもあって、道だけではなく、商工団体の方、金融機関の方、大学の方、そして、大企業やいろんな小規模企業以外の事業者の方、そして市町村などと、どういうふうに手をとって、社会のコアとなっている小規模企業の方々に、認識や情報共有をしていくのかと、穴沢先生が回していただいた部会の中でも大きなテーマになっていて、道庁としても、ここはちゃんとやっていかなければいけないということで、これからの進め方の中で、本当に重点を置いてやっていきたいと考えているところですので、肝に銘じて進めていきたいと思っております。

一方で、今日話題になった中ではグローバル化の話。これは昔、昭和40年代・50年代ぐらいまではそうだったのかもしれませんが、典型的なビジネスモデルとして言うと、我が国は、自動車と家電を売って、石油と食べ物を買って、高収益のものづくり企業が我が国の税制を支えて措置法に移転をしていくというような形が、一部ビジネスモデルとしてあったのかもしれませんが、今それが、崩れて、国境を超えた資本の移転があり、生産拠点の移転があって、また国境を超えて企業間の連携が発生する中で、従来のビジネスモデルではない仕事の仕方が出てきて、また、そこに全国の中にぶら下がっている北海道として今、どうやって食べていくのかというところでの、まさに、自分たちのビジネスモデルをこうやって考えていく、という検討の中に皆様にもお知恵を借りているのですが、その中で言うと、先ほどのように、我が国的に言うと、石油と食べ物を買ってというところが、北海道だけは、少なくとも食べ物については、実は食料の自給で言えば、全国にいろいろと貢献してきたと。そしてもう一つ、これから、エネルギーに関しても、全国に洋上風力とかそういうものの中で、貢献していけるのではないかということでは、中長期的に、北海道の中でも、そして全国的にも、エネルギーの自給についての、エネルギーの後継について、地産地消という言い方なのかどうかは別ですが、そういうことにも我々としては貢献していく中で、この国、北海道の地域の新しいビジネスモデルをどうやって進めていくか、お金を外へ出さずにまわしていくのかという観点も、今後とも追求していきたいと思っております。

また今日、時間軸の話もしていただきました。そういった意味では今まさに、感染症で痛んだ中で、原油が上がり、まだ先々で新しい変異種が出てきて、しかも今、物流の問題などいろいろな国際情勢の中で、足元が安定しておらず、その足元対策の問題、需要喚起対策の問題、将来的な話。これについても、私どもとしても頭の整理をちゃんとして、守るところ、

そして押し出していくところというものを、メリハリをつけて整理していきたいということを感じた次第です。

今日は本当にいろいろなご意見をありがとうございます。参考にさせていただいて、また、情報交換させていただき、ご指導いただければと思います。ありがとうございました。以上でございます。

■ 穴沢会長

ありがとうございました。それではこの辺りで議事の方は終了とさせていただきます。事務局の方にマイクをお返しいたします。どうもありがとうございました。

■ 田村課長補佐

最後となりますが、本日お手元にオリンピック、パラリンピックに関するチラシをお配りさせていただいておりますが、こちらにつきまして北海道商工会議所連合会様から情報提供がございます。佐藤常務よろしくお願いたします。

■ 佐藤委員

皆様、貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ございません。

お配りさせていただいているチラシでございますけれども、皆様ご承知のとおり、来年、2030年冬季オリンピックパラリンピックの招致開催地が、決定されるだろうと言われております。現在、札幌市さん、北海道さん、精力的に周知活動していただいているわけですが、ぜひ側面的な応援をすべく、札幌商工会議所の方で招致期成会の事務局を担っているものですから。サポーターズクラブというのをご登録いただいて、一定の支援の輪はあるんだよと。比較的、顕在化しにくい、ぜひ開催したらいいねという声を集めていきたいと思ってございますので、チラシをご覧くださいと下の方に方法が三つあって、ファックスを送っていただくという、昔ながらのやり方もありますし、インターネットから入る、あるいはそのLINEで、この二次元バーコード読んでいただくと、登録できると、特にその個人の情報を入れたくないという道民の方もいらっしゃると思いますけれども、そのあたりは、すでにLINEをお持ちであれば、個人情報を開示しなくても登録できるという仕組みになってございますので、ぜひ、関係機関、あるいはお隣の知人、友人等にも、幅広く支援の輪を広げていきたいと思ってございますので、ご登録の方ご協力よろしくお願いたします。よろしくお願いたします。

4 閉会

■ 田村課長補佐

どうもありがとうございました。それでは、議事もすべて終了いたしましたので、以上をもちまして、令和3年度、第2回北海道商工業振興審議会を終了いたします。本日はご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございました。